

西宮市民共済生活協同組合

交通傷害共済事業実施規則

昭和41年10月	1日	設	定	昭和43年	4月	1日	一部変更
昭和44年	5月12日	一部変更		昭和49年	11月	7日	全部改正
平成元年	10月	1日	一部変更	平成22年	4月	1日	一部変更
平成24年	4月	1日	一部変更				

(基 準)

第1条 この規則は、交通傷害共済事業規約（以下「規約」という。）第37条の規定に基づき定めます。

- 2 この組合の交通傷害共済事業の実施については、定款および規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによります。

(払込場所)

第2条 規約第13条第1項に規定する「この組合の指定する場所」は、次の各号の方法をいいます。

- (1) この組合の使用人による集金
- (2) 金融機関等における口座振替
- (3) この組合の指定する金融機関口座への振込入金

(共済期間の満了する共済契約を更新する方法)

第2条の2 規約第13条第2項に規定する方法は次の各号に掲げる方法とします。

- (1) この組合の事務所において現金で支払う
- (2) この組合の職員または普及員による集金
- (3) 金融機関等における口座振替
- (4) この組合の指定する金融機関窓口における入金
- (5) その他この組合が有効と認めた方法

(共済掛金の端数処理)

第3条 規約第17条から第18条までの規定による共済掛金の返還金に10円

未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとします。

(事故発生の通知)

第 4 条 規約第 28 条の規定に基づき、共済契約者またはその親族から事故発生の報告のあったときは、その契約内容および事故状況の概略を確認のうえ、共済金請求手続につき説明、指導しなければなりません。

(通算治療期間の基準)

第 5 条 規約第 19 条第 1 項第 4 号による傷害共済金 1 等級から 3 等級の治療通算期間については、次の治療実日数（医師等の治療を受けた日数）を満たしている場合をいいます。

等級	治療実日数
1	30 日以上
2	18 日以上
3	5 日以上

2 治療実日数が、前項の等級に満たない場合にあつては、治療実日数の該当する等級を適用し、治療実日数が 5 日未満の場合にあつては、4 等級を適用するものとします。

(重複事故による傷害共済金の取扱)

第 6 条 交通事故等により受けた傷害を治療中、他の交通事故等により傷害を受けたときの傷害共済金の支払については、両方の事故を 1 事故とみなし、最初の事故による傷害の初診日から最後の事故による傷害の治癒までを通算治療期間として支払います。

(共済金の支払請求)

第 7 条 規約第 29 条第 1 項の規定により、共済金の請求があつたときは、第 9 条による事故調査のうえ、原則として請求のあつた日から 10 日以内に共済金支払通知書の提示に基づいて支払うものとします。ただし、事故状況が明確であり調査の必要がない場合については、請求のあつたとき、即刻支払うことができるものとします。

(遺族の範囲)

第 8 条 規約第 29 条第 2 項に規定する遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とします。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、被共済者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）
 - (2) 子、父、母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡当時主として、その収入によって、生計を維持していた者
- 2 前項に掲げる者の共済金を受ける順位は、同項各号の順位により同項第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位に父母については養父母を先にし、実父母を後にします。
 - 3 共済金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合は、その該当者全員の委任状に基づき、その代表者に支払うものとします。
 - 4 第1項に規定する共済金の受取人がいないときは第10条に規定する審査委員会がこれを裁定します。

（事故等の調査）

- 第9条** 規約第29条に基づき共済金の支払請求のあつたときは、この組合の職員が規約第30条に基づきその事故等の調査および査定をします。
- 2 事故等の調査および査定は原則として2人以上の職員によって行うものとします。ただし、規約第32条の規定による共済契約者の異議申立てに基づく調査および査定は、審査委員会がこれを行なうものとします。
 - 3 前項の調査および査定は、次の各号により行なうものとします。
 - (1) 契約内容の確認
 - (2) 事故状況の確認
 - (3) 同一事故についての支払の有無
 - (4) 規約第25条（減額規定）および第26条（免責事項）該当事項の有無
 - (5) 治療日数の確認
 - (6) ギブスまたはコルセット固定の有無およびその期間
 - (7) 通院期間中における休職または休学の確認

（審査委員会）

- 第10条** 規約第32条に規定する審査委員会の組織運営については別に定めます。

（事務様式）

- 第11条** 交通傷害共済実施に必要な事務様式については、別表交通傷害共済事務様式のとおりとする。

附 則

1. この規則は昭和 41 年 10 月 1 日から実施する。
1. この変更は昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。
1. この変更は昭和 44 年 5 月 12 日から実施する。
1. この改正は昭和 49 年 11 月 7 日から実施する。
1. この変更は平成 元年 10 月 1 日から実施する。
1. この変更は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
1. この変更は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。